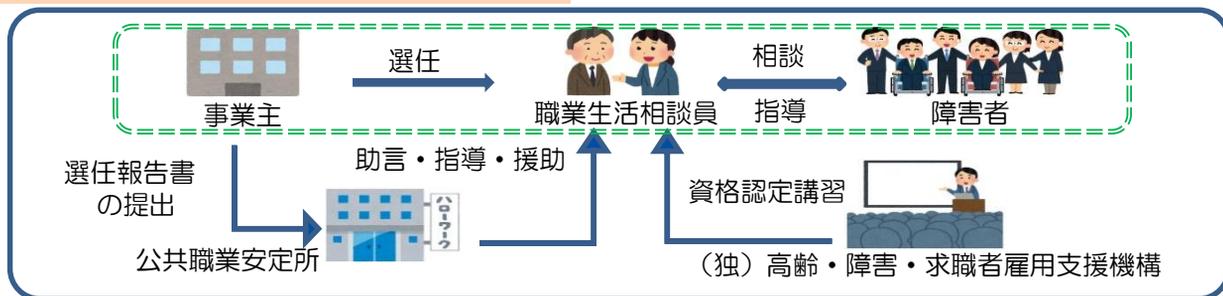


職業を通じて障害者の社会参加をすすめるためには、各企業が積極的に雇用の場を提供しようとすることはもちろん必要ですが、採用後も障害者の職業生活の充実を図ることが大変重要です。

このため、法律^(注)では事業主は障害者を5人以上雇用する事業所ごとに障害者職業生活相談員を選任し、その者に障害者の職業生活全般についての相談・指導を行わせなければならないとしています。独立行政法人 高年齢・障害・求職者雇用支援機構では、**民間企業等で**障害者職業生活相談員として選任が予定されている方などに、その技術的事項を習得していただくため「**障害者職業生活相談員資格認定講習**」を実施しています。(注) 障害者の雇用の促進等に関する法律

障害者職業生活相談員のしくみ



障害者職業生活相談員の職務

次の内容について障害者から相談を受けたり、障害者を指導したりすることが職務です。

- ① 適職の選定、職業能力の開発向上等職務内容について
- ② 障害に応じた施設設備の改善等作業環境の整備について
- ③ 労働条件、職場の人間関係等職場生活について
- ④ 余暇活動について
- ⑤ その他職場適応の向上について

障害者職業生活相談員になるには

講習内容については裏面をご覧ください

厚生労働省令で定める資格要件^(※)を満たし、かつ、公共職業安定所（ハローワーク）に選任の届け出をすることが必要です。(※)以下1~6 いずれかの要件を満たしていることが必要です。

障害者職業生活相談員の選任要件、選任手続き等についてご不明な点は、管轄のハローワークへお問合わせください。

◆厚生労働省で定める資格要件

「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則」より

1	「 障害者職業生活相談員資格認定講習 」を修了した方
2	職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に係るものに限る）を修了した者又はこれに準じる者として厚生労働大臣が定める者
3	学校教育法による大学もしくは高等専門学校 ⁽¹⁾ の卒業生又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に係るものを除く）、職業能力開発大学校もしくは職業能力開発短期大学校の応用課程の高度職業訓練の修了者もしくはこれらに準じる者として厚生労働大臣が定める者で、その後1年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
4	学校教育法による高等学校（旧中等学校令による中等学校を含む）または中等教育学校を卒業した者（学校教育法施行規則第150条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む）で、その後2年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
5	その他の者で、3年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
6	上記に掲げる者に準ずる者（※）

(※) 「上記に掲げる者に準ずる者」とは、職場適応援助者養成研修修了者又は「個別的なサポートを行う支援者を必要とする障害者」を支援する者に対する研修（国の機関の職員に対する障害者の職場適応支援者養成事業）修了者を指します。

障害者職業生活相談員資格認定講習を受講するには

【受講対象者】

障害者を5人以上雇用する事業所（雇用保険適用事業所番号単位）で、障害者職業生活相談員として選任が予定されている方、及びこれに準ずる方

※法令遵守の観点から受講の必要性が高い事業所を優先して受け入れているため、申込状況によって受講のご希望に添えない場合がございます。

【受講費用】受講料無料（テキスト・資料等は無償ですが、オンライン配信講習分は各自で印刷願います。）

【講習形式】①オンライン配信講習 3日間【基礎編・実務編】（必須受講科目）Zoomアプリ使用
 ※オンライン配信講習のカリキュラムを全て受講した方に修了証書を発行します。
 ②任意受講科目講習【シンポジウム】（集合形式）【8月27日（水）】

日程	講習日（オンライン配信講習3日/集合講習1日）	定員	申込期間
第1回	①オンライン配信講習（必須受講科目）7月14日（月）～7月16日（水） 【時間】（1日目）13:00～16:55（2日目）13:00～16:35（3日目）11:00～16:05	130名	4月24日～5月23日
第2回	②オンライン配信講習（必須受講科目）8月20日（水）～8月22日（金） 【時間】（1日目）13:00～16:55（2日目）13:00～16:35（3日目）11:00～16:05	110名	5月1日～6月27日
集合講習	③任意受講科目講習【シンポジウム】（集合形式）8月27日（水） 【時間】13:00～16:45	150名	各回申込期間

講習形式	受講会場	備考
オンライン配信講習	各事業所もしくは個人宅等（配信受講）	インターネット環境が整っている方
	ポリテクセンター北海道（配信受講）	インターネット環境が整っていない方 各事業所もしくは個人宅等での受講が難しい方
集合講習	ポリテクセンター北海道（希望者受講）	シンポジストによる意見交換会～障がい者の雇用管理や職場定着等に係る様々な課題の解決のため～

※第1回と第2回は同じ講習内容です。受講申込みは第1回講習が5月23日、第2回講習が6月27日までとなります。
 ※オンライン配信講習の全科目を受講し、修了した方に資格要件となる修了証書を発行します。任意受講科目講習は、資格要件ではありません。

【申込方法】当機構北海道支部ホームページをご確認の上、所定の様式にてメール又はFAX/郵送でお申し込みください。（※受講申込書は、当機構北海道支部ホームページからダウンロードできます。）

- 宛先 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部 高齢・障害者業務課
- 住所 〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1丁目4番1号 ポリテクセンター北海道
- 最寄り駅 JR函館本線「琴似」駅から徒歩5分、札幌市営地下鉄東西線「琴似」駅から徒歩8分
- TEL 011-622-3351
- FAX 011-622-3354
- メールアドレス hokkaido-kosyo@jeed.go.jp
- 担当者 内藤・新田
- 北海道支部ホームページのURL <https://www.jeed.go.jp/location/shibu/hokkaido/>

お申込みはこちら▶



国や地方公共団体等の公務部門を対象とした「公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習」は厚生労働省で実施しています。当機構が実施する講習には、公務部門に勤務する職員の方は受講いただけませんのでご注意ください。